

平成29年 第3回

教育委員会定例会会議録

平成29年3月14日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2468号

平成29年第3回定例会

日 時 平成29年3月14日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	澤 孝 一 郎
	委 員	田 谷 克 裕

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	益 口 清 美
	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	山 田 康 友
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英 一 郎
	学校整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	横 尾 恵 理 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	齊 藤 和 彦

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 第2455号 第22回臨時会(平成28年9月27日開催)
- 第2456号 第10回定例会(平成28年10月6日開催)
- 第2457号 第23回臨時会(平成28年10月12日開催)
- 第2458号 第24回臨時会(平成28年10月25日開催)
- 第2459号 第11回定例会(平成28年11月8日開催)
- 第2460号 第25回臨時会(平成28年11月21日開催)

日程第2 審議事項

- 1 議案第16号 異議申立てに係る決定について(非公開)
- 2 議案第17号 港区立幼稚園教育職員の人事について(非公開)

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成29年度の就学援助について
- 2 港区立芝公園多目的運動場の臨時休場について
- 3 後援名義等の2月使用承認について
- 4 生涯学習推進課の2月事業実績について
- 5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 6 図書館・郷土資料館の2月行事实績について
- 7 図書館の2月利用実績について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年第3回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。

○田谷委員 かしこまりました。

日程第1 会議録の承認

第2455号 第22回臨時会（平成28年9月27日開催）

第2456号 第10回定例会（平成28年10月6日開催）

第2457号 第23回臨時会（平成28年10月12日開催）

第2458号 第24回臨時会（平成28年10月25日開催）

第2459号 第11回定例会（平成28年11月8日開催）

第2460号 第25回臨時会（平成28年11月21日開催）

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成28年9月27日開催の第2455号第22回臨時会の会議録、平成28年10月6日開催の第2456号第10回定例会の会議録、平成28年10月12日開催の第2457号第23回臨時会の会議録、平成28年10月25日開催の第2458号第24回臨時会の会議録、平成28年11月8日開催の第2459号第11回定例会の会議録、並びに平成28年11月21日開催の第2460号第25回臨時会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、承認することに決定いたしました。

日程第2、審議事項に入ります。議案第16号「異議申立てに係る決定について」は内容に個人に関する情報が含まれるため、また議案第17号「港区立幼稚園教育職員の人事について」は人事に関する案件のため、この2件の議案につきましては非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

(非公開審議)

日程第3 教育長報告事項

1 平成29年度の就学援助について

○教育長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。

「平成29年度の就学援助について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「平成29年度の就学援助について」ご報告をさせていただきます。資料ナンバー1をご覧ください。「平成29年度の就学援助について」でございます。1ページ目をご覧ください。

初めに上の方、1の「これまでの経緯」でございますけれども、区では現在、平成25年8月から段階的に行われた生活保護基準の引き下げに伴い、できるだけその影響が及ばないように、準要保護者の基準所得額の算定に当たっては、平成25年4月1日の生活保護基準を継続して適用してございます。こうした中で国は、25年度当初に要保護者として就学援助を受けていた世帯について、引き続き補助金の対象としており、さらに就学援助については、こうした国の取り組みの趣旨を理解した上で、適切に判断するよう周知をしてきております。区といたしましてはこうした国の考え方を踏まえて、平成25年度から28年度まで、今年度までは引き続き25年4月1日の生活保護基準を維持し、実施をしてございます。

次に「平成29年度の就学援助の生活保護基準について」でございます。区といたしましては平成29年度の就学援助についても、国がこれまでと同様の通知を行っているということなどもございますので、引き続き平成25年4月1日の生活保護基準を適用し、準要保護者の基準所得額を算定することとさせていただきます。

別紙をご覧ください。イメージ図の部分でございます。これで言いますと、青の部分が国の生活保護基準引き下げの推移を示しております。左から言うと初めに下ですね。25年8月1日に大きく下がっていますけれども、この時に初めて下げられまして、次に26年4月1日、これが2回目で下げられております。27年4月1日、3回目も引き下げられているということでございます。

一方、赤色の部分が本来の就学援助引き下げの推移でございます。本来は1.2倍ですから生活保護に合わせて、同じような階段状に下げていかないといけませんが、それをあらわしたものでございます。このピンク色の部分が準要保護者の方を示しております。赤い部分、今申し上げたように、青い部分と同じように25年8月1日から3回階段状に引き下げられております。

一方、一番上の黄色の部分が港区の就学援助の対応でございます。29年3月31日までは25年4月1日の基準を使うことで全く引き下げてございません。29年度、ちょっと格子になっていますけれども、29年度についても同じように、生活保護基準の引き下げの影響が及ばないように対応をさせていただきます。

国は通常要保護者である青の部分のみ就学援助費の2分の1を国庫補助しておりますけれども、今回も生活保護基準見直し以前に就学援助を受けていた場合は、その見直し以降も2分の1を国の補助対象とすることとしております。さらに申し上げますと、青の部分だけではなくて赤の網かけの部分、この部分も引き続きその2分の1が国庫補助の対象となるということでございます。

次に、また少し戻っていただいて2ページ目をご覧くださいいただけますでしょうか。3の「援助を受け

ることができる方」の(3)の部分をご覧ください。「前年の所得額が平成25年4月1日の生活保護基準を基に算定した就学援助基準所得額に該当する方」という検討をさせていただいております。

なお、家族構成や年齢によっては少数の方でございますけれども、29年4月1日の生活保護基準をもとに算定した方が、25年4月1日の算定より高い場合がございますので、そういった世帯についてはより高い方、今回で言うと平成29年度の基準を適用させていただきます。ちなみに試算でございますけれども、29年度このケースに該当する方は小中学校の就学援助対象者、約1,500人ちょっといますけれども、そのうちで6名程度と考えております。

その下4の「周知方法」でございますけれども、「広報みなと」、港区ホームページ等で、港区の対応方針を周知させていただきます。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ございますでしょうか。

○澤委員 区としては国の方針にかかわらず、平成25年の水準でということでもいいことだと思うのですが、今、学務課長が説明した3の(3)でどちらが有利かの計算は区がしてあげるのですか。それとも本人が一生懸命計算しないと分からないということなのですか。区がすでに情報を持っているからそれで算定して、あなたの場合には25年の基準よりも29年のそっちの方で該当するからという、区を選んであげているということなのですかね。どうなのですか。

○学務課長 もともと複雑な計算なので、保護者が申請するときは適用されるかどうか分からない状況です。所得額だけはこちらで把握していますので、そういうことも含めてこちらで計算して、有利な方を適用しているということでございます。

○澤委員 該当するかどうかというのは区の方できちっと計算する。分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

より理解を深めるという意味での質問なのですが、別紙イメージ図の「要保護者」のところですが、25年8月1日から3段階下がって、28年4月1日に上がっている理由は何ですか。

○学務課長 生活保護の基準というのは基本的に物価水準に合わせて、全てがそうではないのですが、少しずつ上げています。ただこの3段階下げた段階は物価と関係なく、政策的に下げております。27年度で全て政策的な引き下げを終わり、あとは物価の上下によって推移しております。これはイメージ図ですからきれいに上がっていますけれども、上がらないこともあるということでございます。

○小島委員 物価の上昇で、ありえますよね。

○教育長 上の部分のオレンジで斜線が引いてある箇所の意味は、どう捉えればいいのか。

○学務課長 こちらは国の言うとおりに引き下げていくと、本来は適用にならない方を示しております。そこを25年4月1日の基準でカバーしているのだという意味でございます。

○教育長 それでは、本報告事項については以上とさせていただきます。

2 港区立芝公園の多目的運動場の臨時休場について

○教育長 次に、「港区立芝公園多目的運動場の臨時休場について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、教育委員会資料のナンバー2をご覧いただきたいと思います。芝公園多目的運動場につきましては、フットサルとそれからプールということで、多目的に利用者の方にご利用いただいています。具体的には夏を除いた秋・冬・春の季節については、フットサルコートとしてフットサルを楽しんでいただきまして、夏についてはプールということでご利用いただいているところでございます。ですので、その季節に応じてその施設の使用を準備させていただく期間が必要となってまいりますので、その期間は臨時の休場とさせていただきます。

29年度につきましては、6月16日から6月30日までのこの期間については、フットサルから夏のプールの仕様にかえるということで、人工芝、敷いてあるものを剥がしまして、それでプールの水面にあるパネルも撤去し、プールに水を張って泳げるような状態に準備をしていくということ。それから逆に秋に向かっては、9月16日から25日については、プールからフットサル仕様にするために、プールの水面にパネルを設置いたしまして、その上に人工芝というものを置いていく、張りつけていくという作業をさせていただきます。

告示は3月21日にさせていただきますして、それ以降速やかに利用者の方に周知をしていきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますでしょうか。

○澤委員 休業そのものは別に質問ないのですが、このフットサルというのは非常に人気があるのですか、利用の状況としては。

○生涯学習推進課長 フットサルについても、プールと同じような形で利用の人気が大変ございまして、夏の期間を除きましても年間で延べになります。2,288件ということで、ご利用いただいている状況でございます。

○澤委員 プールは夏場、結構区民の方が利用していますね。

○生涯学習推進課長 夏、すごくご利用いただいておりますね、毎年4,000人。

○澤委員 私も何回か、かつて子どもが小さいころは利用しましたけれども。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

分かりやすさということで、内容はいいのですけれども、1の「休場期間及び理由」のところの下の方の9月16日から25日の右側の休場理由の括弧書きのところ、プール水面パネルの設置と人工芝の張りつけ作業の方が分かりやすくないですか。

○生涯学習推進課長 順番から言ったらそうだと思います。申し訳ございませんでした。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本報告事項は以上とさせていただきます。

3 後援名義等の2月使用承認について

4 生涯学習推進課の2月事業実績について

5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

6 図書館・郷土資料館の2月行事実績について

7 図書館の2月利用実績について

○教育長 次に、「後援名義等の2月使用承認について」、「生涯学習推進課の2月事業実績について」、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」、「図書館・郷土資料館の2月行事実績について」、「図書館の2月利用実績について」、この5件の定例報告につきましては配布資料のとおりです。各報告につきまして、ご質問ございますでしょうか。

○小島委員 後援名義の2月の「モラロジー生涯学習セミナー」に、港区教育委員会の名で後援ということなのですが、モラロジー研究所がどのような団体で、後援で行われている中身をつかんでいないのですが、もしこのモラロジー研究所というところが普通の一般的な社会生活における規範とか道徳とか、社会における人間としてのあり方とか、そういうものの研究で、そういうことの啓発ということであれば特に問題ないと思うのですが、そこに何か、宗教的なものとかあるいは特定の価値観を専ら教示する、そういうようなものが入ってくると、教育委員会として後援するのがいいのかという問題があります。このような点について、どのように判断しているのでしょうか。

○生涯学習推進課長 こちらですけれども、一般区民の方を対象とした道徳に関する講習会というものをご想定しております、社会教育の講師の方2名をお招きして講演をし、また参加者同士でテーマについての討論会をするということをござしまして、具体的によりよい人生、より平和で豊かな社会を築くために、質の高い道徳というものが不可欠ということで、心の力、元気になる心の使い方を見つけませんかということで、講演をしていただくということをござしますので、特に偏った形での内容ではなくて、一般的な区民の方への道徳に関する講演ということをござします。

○小島委員 この団体は特に何か宗教的なものはないですか。

○生涯学習推進課長 公益財団法人モラロジー研究所ということなのですが、こちら大学、廣池学園という学校法人が母体となっている研究所でございますので、特に宗教的なものが絡んだ特別な団体というわけではないと思います。大学名が出てこなくて申し訳ありません。

○教育長 麗澤大学ですよ。

○生涯学習推進課長 すみません、麗澤大学でございます。申し訳ありません。

○小島委員 大学ね、そうですか。

○教育長 今の小島委員の発言は非常に重要なことです。後援は区長部局でもやっていますが、教育委員会として、何か基準を持っているのですか。

○庶務課長 区長部局と同様に、教育委員会でも「後援名義等使用承認事務取扱要綱」という要綱を持っております。使用承認基準でございますけれども、主催者が国または地方公共団体、学校または学校の連合体、公共組合、独立法人、公益法人及び準ずる団体、新聞、通信、放送ですとか社会教育団体。一応基準が示されておりますのでそれに照らし合わせるとともに、過去の色々な事例がございますので、そういうのを照らし合わせた上での決定ということで、公正に判断してございます。

○教育長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

○澤委員 ここで一つ。今までのことは忘れたのですが、図書・文化財課の資料の一番最後

に、郷土資料館の実績という中で、6ページになりますけれども、小学校の3年生が結構組織的に見学をしている。今までもパラパラとあったのは記憶しているのですけれども、こういうふうにとまってというのは記憶がないので、学校の方針が変わってこういうことになったのか、郷土資料館がぜひとも来てよということでこうなったのか、その辺の経緯を。

○図書・文化財課長 郷土資料館の見学についてですけれども、昨年12月に郷土資料館見学のご案内ということで、小学校3年生向けの歴史教材セットを作成したということを知らせていただいております。期間につきましては郷土資料館の運営との絡みもありまして、極力2月にということで、こちらからお願いをさせていただいたこともありました。

○澤委員 これだけ手応えがあって、たくさんの子が来てくれたということで、非常にいいことですね。分かりました。ありがとうございます。

○小島委員 芝浦小学校の方には出前で行ったわけですか。

○図書・文化財課長 芝浦小学校につきましては、郷土資料館の面積が限られていて、受け入れがなかなか難しいということがございまして、こちらの方から訪問させていただいております。

○小島委員 なるほど。港南もね。数が違うから。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、5件の報告については、以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他、何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、臨時会を3月28日火曜日午後1時00分から開催予定ですので、よろしく願います。

お疲れさまでした。

(午前11時00分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕